

令和8年3月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第23号)

久喜市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う新旧対象表	1
久喜市出席停止の命令の手續に関する規則の一部改正に伴う新旧対象表	2
久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正に伴う新旧対象表	4
久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に伴う新旧対象表	6
久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対象表	7
久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正に伴う新旧対象表	8
久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則の一部改正に伴う新旧対象表	9
久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴う新旧対象表	12
久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正に伴う新旧対象表	16
久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正に伴う新旧対象表	18

(議案第24号)

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表	20
------------------------------	----

(議案第25号)

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表	31
--	----

(議案第26号)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表	33
久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	35

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	3 7
久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 1
久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 2
久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 3
久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 5
久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 7
久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	4 9
久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 1
久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 3
久喜市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 5
久喜市指定文化財補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 7
久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	5 9
久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	6 2
久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	6 4
久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表	6 5
久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正に伴う新旧対照表	7 3
久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表	7 6
久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表	7 7

(議案第27号)

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正に伴う新

旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

久喜市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>（公布）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育長が署名____するものとする。</p> <p>3 規則の公布は、<u>久喜市公告式条例(平成22年久喜市条例第5号)第2条第2項の規定の例により行うものとする。</u></p> <p>（公表）</p> <p>第3条 規則を除くほか、規程等を公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を<u>記入しなければならない</u>_____。</p> <p>2 前条第1項及び第3項の規定は、<u>前項の規程等について準用する。この場合において、久喜市公告式条例第2条第2項ただし書の規定を準用して久喜市役所に設置する掲示場に掲示するときは、教育長印を押さなければならない。</u></p>	<p>（公布）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育長が署名<u>押印</u>するものとする。</p> <p>3 <u>規則の公布は、久喜市役所掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>（公表）</p> <p>第3条 規則を除くほか、規程等を公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を<u>記入して教育長印を押さなければならない</u>_____。</p> <p>2 前条第1項及び第3項の規定は、<u>前項の規程等にこれを準用する。</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

久喜市出席停止の命令の手續に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>久喜市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職名 氏 名</p> <p style="text-align: center;">出席停止に係る意見具申書</p> <p>久喜市出席停止の命令の手續に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童(生徒)氏名 2 学 年 及 び 組 3 保護者氏名及び住所 4 性行不良の状況 5 指 導 の 経 過 6 出席停止についての意見 7 出席停止を命ずる期間についての意見 8 出席停止期間中の指導方針 9 その他 	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>久喜市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 職名 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">出席停止に係る意見具申書</p> <p>久喜市出席停止の命令の手續に関する規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童(生徒)氏名 2 学 年 及 び 組 3 保護者氏名及び住所 4 性行不良の状況 5 指 導 の 経 過 6 出席停止についての意見 7 出席停止を命ずる期間についての意見 8 出席停止期間中の指導方針 9 その他

様式第3号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

久喜市教育委員会 様

学校名 職名
氏 名

出席停止の解除に関する具申書

久喜市出席停止の命令の手続に関する規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止の解除についての意見を具申します。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 学年及び組
- 3 保護者氏名及び住所
- 4 出席停止の期間 年月日()～ 年月日() 日間
- 5 性行不良の改善状況

- 6 出席停止期間中の指導の経過

- 7 出席停止の解除についての意見

- 8 解除希望年月日 年月日()
- 9 その他

様式第3号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

久喜市教育委員会 様

学校名 職名
氏 名 ㊦

出席停止の解除に関する具申書

久喜市出席停止の命令の手続に関する規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止の解除についての意見を具申します。

記

- 1 児童(生徒)氏名
- 2 学年及び組
- 3 保護者氏名及び住所
- 4 出席停止の期間 年月日()～ 年月日() 日間
- 5 性行不良の改善状況

- 6 出席停止期間中の指導の経過

- 7 出席停止の解除についての意見

- 8 解除希望年月日 年月日()
- 9 その他

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）								
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">預かり保育承諾通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者.....様</p> <p style="text-align: right;">幼稚園長</p> <p>申込みのあった預かり保育について、下記のとおり承諾しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="295 810 1048 989"> <tr> <td style="width: 15%;">園 児 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預かり保育希望期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(備考) 預かり保育申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を幼稚園に連絡してください。</p>	園 児 氏 名		預かり保育希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">預かり保育承諾通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者.....様</p> <p style="text-align: right;">幼稚園長 印</p> <p>申込みのあった預かり保育について、下記のとおり承諾しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1191 810 1944 989"> <tr> <td style="width: 15%;">園 児 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預かり保育希望期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(備考) 預かり保育申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を幼稚園に連絡してください。</p>	園 児 氏 名		預かり保育希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
園 児 氏 名									
預かり保育希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日								
園 児 氏 名									
預かり保育希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日								

様式第3号(第6条関係)

預かり保育不承諾通知書

年 月 日

保護者.....様

幼稚園長

申込みのあった預かり保育について、下記のとおり不承諾となりましたので通知します。

記

園 児 氏 名	
不 承 諾 理 由	
(備考)	

様式第3号(第6条関係)

預かり保育不承諾通知書

年 月 日

保護者.....様

幼稚園長



申込みのあった預かり保育について、下記のとおり不承諾となりましたので通知します。

記

園 児 氏 名	
不 承 諾 理 由	
(備考)	

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																						
<p>様式第2号(第4条、第15条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入学準備金・奨学金貸付決定通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">久喜市教育委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">貸付けの可否</td> <td>1 貸付けする 2 貸付けしない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">貸付額</td> <td>入学準備金 円</td> </tr> <tr> <td>奨学金 月額 円</td> </tr> <tr> <td>奨学金の貸付期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>	入学準備金・奨学金貸付決定通知書		年 月 日		様		久喜市教育委員会		年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。		貸付けの可否	1 貸付けする 2 貸付けしない	貸付額	入学準備金 円	奨学金 月額 円	奨学金の貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	備 考		<p>様式第2号(第4条、第15条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入学準備金・奨学金貸付決定通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">久喜市教育委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">貸付けの可否</td> <td>1 貸付けする 2 貸付けしない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">貸付額</td> <td>入学準備金 円</td> </tr> <tr> <td>奨学金 月額 円</td> </tr> <tr> <td>奨学金の貸付期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td></td> </tr> </table>	入学準備金・奨学金貸付決定通知書		年 月 日		様		久喜市教育委員会		年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。		貸付けの可否	1 貸付けする 2 貸付けしない	貸付額	入学準備金 円	奨学金 月額 円	奨学金の貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	備 考	
入学準備金・奨学金貸付決定通知書																																							
年 月 日																																							
様																																							
久喜市教育委員会																																							
年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。																																							
貸付けの可否	1 貸付けする 2 貸付けしない																																						
貸付額	入学準備金 円																																						
	奨学金 月額 円																																						
奨学金の貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで																																						
備 考																																							
入学準備金・奨学金貸付決定通知書																																							
年 月 日																																							
様																																							
久喜市教育委員会																																							
年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の貸付けについては、次のとおり通知します。																																							
貸付けの可否	1 貸付けする 2 貸付けしない																																						
貸付額	入学準備金 円																																						
	奨学金 月額 円																																						
奨学金の貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで																																						
備 考																																							

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																																																																																
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">栗橋いきいき活動センターしずか館利用許可書兼領収書</p> <p>下記のとおり、しずか館の利用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">団体名 代表者氏名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">団体所在地 電話</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>申込責任者氏名</td> <td></td> <td>申込責任者住所 連絡先 電話</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>年 月 日()</td> <td>午</td> <td>時から</td> <td>時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用目的 (行事内容)</td> <td></td> <td>利用人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>利用条件</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	団体名 代表者氏名		団体所在地 電話				申込責任者氏名		申込責任者住所 連絡先 電話				利用時間	年 月 日()	午	時から	時まで		利用目的 (行事内容)		利用人員				利用施設名						利用条件						実費弁償					円	備考						<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長 <input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: center;">栗橋いきいき活動センターしずか館利用許可書兼領収書</p> <p>下記のとおり、しずか館の利用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">団体名 代表者氏名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">団体所在地 電話</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>申込責任者氏名</td> <td></td> <td>申込責任者住所 連絡先 電話</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>年 月 日()</td> <td>午</td> <td>時から</td> <td>時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用目的 (行事内容)</td> <td></td> <td>利用人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>利用条件</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	団体名 代表者氏名		団体所在地 電話				申込責任者氏名		申込責任者住所 連絡先 電話				利用時間	年 月 日()	午	時から	時まで		利用目的 (行事内容)		利用人員				利用施設名						利用条件						実費弁償					円	備考					
団体名 代表者氏名		団体所在地 電話																																																																																															
申込責任者氏名		申込責任者住所 連絡先 電話																																																																																															
利用時間	年 月 日()	午	時から	時まで																																																																																													
利用目的 (行事内容)		利用人員																																																																																															
利用施設名																																																																																																	
利用条件																																																																																																	
実費弁償					円																																																																																												
備考																																																																																																	
団体名 代表者氏名		団体所在地 電話																																																																																															
申込責任者氏名		申込責任者住所 連絡先 電話																																																																																															
利用時間	年 月 日()	午	時から	時まで																																																																																													
利用目的 (行事内容)		利用人員																																																																																															
利用施設名																																																																																																	
利用条件																																																																																																	
実費弁償					円																																																																																												
備考																																																																																																	

久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>教育集会所利用許可書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所 団体名 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市教育委員会</p> <p>年 月 日付けで申請のありました教育集会所の利用については、 下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利用日時 年 月 日 時 ～ 時</p> <p>2 利用目的 利用許可申請書のとおり</p> <p>3 利用室名</p> <p>4 利用人員 計 人</p> <p>5 利用上の注意</p> <p>(1) 集会所の利用前には、施設管理者もしくは鍵管理者に申し出ること。</p> <p>(2) 特に火気に注意しながら利用すること。</p> <p>(3) 用具類は、元の位置に整理整頓し、集会所内をきれいに清掃すること。</p> <p>(4) 集会所内の施錠を確認してから退所すること。</p> <p>(5) 退所後は、鍵を速やかに貸出者に届けること。</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>教育集会所利用許可書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所 団体名 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました教育集会所の利用については、 下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利用日時 年 月 日 時 ～ 時</p> <p>2 利用目的 利用許可申請書のとおり</p> <p>3 利用室名</p> <p>4 利用人員 計 人</p> <p>5 利用上の注意</p> <p>(1) 集会所の利用前には、施設管理者もしくは鍵管理者に申し出ること。</p> <p>(2) 特に火気に注意しながら利用すること。</p> <p>(3) 用具類は、元の位置に整理整頓し、集会所内をきれいに清掃すること。</p> <p>(4) 集会所内の施錠を確認してから退所すること。</p> <p>(5) 退所後は、鍵を速やかに貸出者に届けること。</p>

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																				
<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>学校開放教室利用団体登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市教育委員会 あて</p> <p>代表者 住所 氏名</p> <p>次のとおり、学校開放教室利用団体として登録したく申請します。</p> <table border="1" data-bbox="327 730 1021 1353"> <tr> <td>利用施設名</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体代表者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用責任者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	利用施設名	学校	団体名		活動内容		利用人数	人	団体代表者	氏名	住所	連絡先	利用責任者	氏名	住所	連絡先	備考		<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>学校開放教室利用団体登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市教育委員会 あて</p> <p>代表者 住所 氏名 ㊦</p> <p>次のとおり、学校開放教室利用団体として登録したく申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1223 730 1917 1353"> <tr> <td>利用施設名</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体代表者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用責任者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	利用施設名	学校	団体名		活動内容		利用人数	人	団体代表者	氏名	住所	連絡先	利用責任者	氏名	住所	連絡先	備考	
利用施設名	学校																																				
団体名																																					
活動内容																																					
利用人数	人																																				
団体代表者	氏名																																				
	住所																																				
	連絡先																																				
利用責任者	氏名																																				
	住所																																				
	連絡先																																				
備考																																					
利用施設名	学校																																				
団体名																																					
活動内容																																					
利用人数	人																																				
団体代表者	氏名																																				
	住所																																				
	連絡先																																				
利用責任者	氏名																																				
	住所																																				
	連絡先																																				
備考																																					

様式第2号(第6条関係)

学校開放教室利用団体登録証

次の団体は、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則第6条第2項の規定に基づく学校開放教室利用団体であることを証明する。

年 月 日

久喜市教育委員会

登録番号	NO.	
利用施設名	学校	
団体名		
活動内容		
団体代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	
利用責任者	氏名	
	住所	
	連絡先	
有効期限	年 月 日	
備考		

様式第2号(第6条関係)

学校開放教室利用団体登録証

次の団体は、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則第6条第2項の規定に基づく学校開放教室利用団体であることを証明する。

年 月 日

久喜市教育委員会



登録番号	NO.	
利用施設名	学校	
団体名		
活動内容		
団体代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	
利用責任者	氏名	
	住所	
	連絡先	
有効期限	年 月 日	
備考		

様式第3号(第8条関係)

学校開放教室利用申込書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

代表者 団体名
住 所
氏 名
電 話

次のとおり学校開放教室を利用したいので申請いたします。

利 用 施 設 名	学校(教室名)
利 用 日 時	月 日() 時 分～ 時 分
	月 日() 時 分～ 時 分
	月 日() 時 分～ 時 分
利 用 目 的	
利 用 人 数	人
使 用 備 品	
備 考	

----- 学校開放教室利用許可書 -----

登録番号 号
年 月 日

団体名
代表者 様

久喜市教育委員会

*かぎの受領、施設利用の際は、必ずこの許可書を持参してください。

様式第3号(第8条関係)

学校開放教室利用申込書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

代表者 団体名
住 所
氏 名
電 話

次のとおり学校開放教室を利用したいので申請いたします。

利 用 施 設 名	学校(教室名)
利 用 日 時	月 日() 時 分～ 時 分
	月 日() 時 分～ 時 分
	月 日() 時 分～ 時 分
利 用 目 的	
利 用 人 数	人
使 用 備 品	
備 考	

----- 学校開放教室利用許可書 -----

登録番号 号
年 月 日

団体名
代表者 様

久喜市教育委員会 印

*かぎの受領、施設利用の際は、必ずこの許可書を持参してください。

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																																												
<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">施設等利用給付認定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">認定番号</td><td></td></tr> <tr><td>認定子ども</td><td>フリガナ</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名</td></tr> <tr><td></td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>保護者</td><td>住 所</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名</td></tr> <tr><td></td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>決定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>認定区分</td><td></td></tr> <tr><td>有効期間</td><td></td></tr> <tr><td>保育の必要性の事由</td><td></td></tr> </table> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の保育課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p> <p style="text-align: center;">（教示）</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	認定番号		認定子ども	フリガナ		氏 名		生年月日	保護者	住 所		氏 名		生年月日	決定年月日		認定区分		有効期間		保育の必要性の事由		<p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">施設等利用給付認定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">認定番号</td><td></td></tr> <tr><td>認定子ども</td><td>フリガナ</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名</td></tr> <tr><td></td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>保護者</td><td>住 所</td></tr> <tr><td></td><td>氏 名</td></tr> <tr><td></td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>決定年月日</td><td></td></tr> <tr><td>認定区分</td><td></td></tr> <tr><td>有効期間</td><td></td></tr> <tr><td>保育の必要性の事由</td><td></td></tr> </table> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の保育課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p> <p style="text-align: center;">（教示）</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	認定番号		認定子ども	フリガナ		氏 名		生年月日	保護者	住 所		氏 名		生年月日	決定年月日		認定区分		有効期間		保育の必要性の事由	
認定番号																																													
認定子ども	フリガナ																																												
	氏 名																																												
	生年月日																																												
保護者	住 所																																												
	氏 名																																												
	生年月日																																												
決定年月日																																													
認定区分																																													
有効期間																																													
保育の必要性の事由																																													
認定番号																																													
認定子ども	フリガナ																																												
	氏 名																																												
	生年月日																																												
保護者	住 所																																												
	氏 名																																												
	生年月日																																												
決定年月日																																													
認定区分																																													
有効期間																																													
保育の必要性の事由																																													

子育てのための施設等利用給付認定結果通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、下記のとおり通知します。

記

申請 子ども	フリガナ 氏 名	
申請者	申請時 の住所	
	氏 名	
認定結果		
決定年月日		
理由		
<p>教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

子育てのための施設等利用給付認定結果通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、下記のとおり通知します。

記

申請 子ども	フリガナ 氏 名	
申請者	申請時 の住所	
	氏 名	
認定結果		
決定年月日		
理由		
<p>教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

様式第6号（第3条関係）

施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	
フリガナ	
子ども氏名	
生年月日	
住 所	
保護者氏名	
生年月日	
変更年月日	
認定区分	
有効期間	
保育の必要性の事由	
変更理由	

(教示)

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第3条関係）

施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	
フリガナ	
子ども氏名	
生年月日	
住 所	
保護者氏名	
生年月日	
変更年月日	
認定区分	
有効期間	
保育の必要性の事由	
変更理由	

(教示)

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

施設等利用給付認定取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

(教示)

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

施設等利用給付認定取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

(教示)

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第8条関係)

特別支援教育就学奨励費支給不認定決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費について、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第8条第1項の規定により、下記のとおり不認定となりましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- ・ (学校 年)
 - ・ (学校 年)
 - ・ (学校 年)
- 2 不認定理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第8条関係)

特別支援教育就学奨励費支給不認定決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費について、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第8条第1項の規定により、下記のとおり不認定となりましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- ・ (学校 年)
 - ・ (学校 年)
 - ・ (学校 年)
- 2 不認定理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																								
<p>様式第3号（第11条関係）</p> <p>フレンドルーム通所可否通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>あて</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長</p> <p>フレンドルームへの通所の可否について、久喜市教育支援センターに関する規則第11条第4項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="300 882 1032 1334"> <tr> <td>通所の可否</td> <td style="text-align: center;">可 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>フレンドルームの場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校名</td> <td style="text-align: center;">学校</td> </tr> <tr> <td>学年・学級</td> <td style="text-align: center;">年 組</td> </tr> </table>	通所の可否	可 ・ 否	児童生徒氏名		通所期間	年 月 日から 年 月 日まで	フレンドルームの場所		学校名	学校	学年・学級	年 組	<p>様式第3号（第11条関係）</p> <p>フレンドルーム通所可否通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>あて</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長 印</p> <p>フレンドルームへの通所の可否について、久喜市教育支援センターに関する規則第11条第4項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1189 887 1928 1342"> <tr> <td>通所の可否</td> <td style="text-align: center;">可 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>フレンドルームの場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校名</td> <td style="text-align: center;">学校</td> </tr> <tr> <td>学年・学級</td> <td style="text-align: center;">年 組</td> </tr> </table>	通所の可否	可 ・ 否	児童生徒氏名		通所期間	年 月 日から 年 月 日まで	フレンドルームの場所		学校名	学校	学年・学級	年 組
通所の可否	可 ・ 否																								
児童生徒氏名																									
通所期間	年 月 日から 年 月 日まで																								
フレンドルームの場所																									
学校名	学校																								
学年・学級	年 組																								
通所の可否	可 ・ 否																								
児童生徒氏名																									
通所期間	年 月 日から 年 月 日まで																								
フレンドルームの場所																									
学校名	学校																								
学年・学級	年 組																								

様式第6号（第15条関係）

フレンドルーム通所終了通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

下記の児童生徒について、久喜市教育支援センター事業の利用を終了しましたので、久喜市教育支援センターに関する規則第15条第2項の規定により、通知します。

記

利用終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用場所	

様式第6号（第15条関係）

フレンドルーム通所終了通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長



下記の児童生徒について、久喜市教育支援センター事業の利用を終了しましたので、久喜市教育支援センターに関する規則第15条第2項の規定により、通知します。

記

利用終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用場所	

は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第11条 略

- 2 資料館に資料を寄贈しようとする者は資料寄贈申込書(様式第7号)により、資料を寄託しようとする者は資料寄託申込書(様式第8号)により、市長に申し込むものとする。
- 3 市長は、資料館に資料を寄贈した者に対しては資料受領証(様式第9号)を、資料を寄託したものに対しては資料受託証(様式第10号)を交付するものとする。

4~6 略

は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第11条 略

- 2 資料館に資料を寄贈しようとする者は資料寄贈申込書(様式第7号)により、資料を寄託しようとする者は資料寄託申込書(様式第8号)により、館長に申し込むものとする。
- 3 館長は、資料館に資料を寄贈した者に対しては資料受領証(様式第9号)を、資料を寄託したものに対しては資料受託証(様式第10号)を交付するものとする。

4~6 略

(館長の専決事項)

第14条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例に属するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 職員の事務分担に関すること。
- (2) 所管に係る報告書、届出書、申請書等で定例又は軽易なものの受理及び経由進達に関すること。
- (3) 所管に係る定例又は軽易なものの申請、照会、回答、調査、報告及び通知に関すること。
- (4) 所管事務に係る各種資料の作成及び提供に関すること。
- (5) 軽易な資料館事業の企画実施に関すること。

(その他)

第14条 略

(6) 研修会、研究会等への指導者の派遣に関すること。

(7) 所管資料の閲覧及び特別利用に関すること。

(8) 資料の寄贈及び寄託の受入れに関すること。

(9) 資料の借用に関すること。

(10) 入館料の免除に関すること。

(11) 職員の事務引継に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事務に関すること。

2 前項の規定により事務を専決したときは、必要に応じ、上司に報告しなければならない。

(職務の代行)

第15条 館長に事故があるとき、又は不在の場合は、教育長があらかじめ指名した上席の職員が代行する。ただし、重要又は異例の事務については、上司の指示を受けなければならない。

2 上席の職員は、代行した事項について、速やかに上司に報告しなければならない。

(その他)

第16条 略

様式第1号（第5条関係）

入館料免除申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所（団体の場合は所在地）

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{団体の場合は名} \\ \text{称及び責任者の} \\ \text{氏} \qquad \qquad \text{名} \end{array} \right.$

下記のとおり郷土資料館の入館料の免除を受けたいので申請します。

記

免除申請の理由	
入館年月日	年 月 日（ 曜日）
在館時間	前 午 時 分から 前 午 時 分まで 後 後
入館人員	人
引率者氏名	

様式第1号（第5条関係）

入館料免除申請書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 あて

申請者 住所（団体の場合は所在地）

氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{団体の場合は名} \\ \text{称及び責任者の} \\ \text{氏} \qquad \qquad \text{名} \end{array} \right.$

下記のとおり郷土資料館の入館料の免除を受けたいので申請します。

記

免除申請の理由	
入館年月日	年 月 日（ 曜日）
在館時間	前 午 時 分から 前 午 時 分まで 後 後
入館人員	人
引率者氏名	

様式第2号(第5条関係)

入館料免除承認書

第 年 月 日 号

様

久喜市長

下記のとおり、入館料の免除を承認します。

記

入館年月日	年 月 日(曜日)
在館時間	前 時 分から 前 時 分まで 午後 後
入館人員	人
引率者氏名	

※ この許可書は、入館の際係員に必ず提示してください。

様式第2号(第5条関係)

入館料免除承認書

第 年 月 日 号

様

久喜市立郷土資料館長 印

下記のとおり、入館料の免除を承認します。

記

入館年月日	年 月 日(曜日)
在館時間	前 時 分から 前 時 分まで 午後 後
入館人員	人
引率者氏名	

※ この許可書は、入館の際係員に必ず提示してください。

様式第4号(第7条関係)

資料特別利用許可書

第 年 月 日 号

様

久喜市立郷土資料館長

下記のとおり資料の特別利用を許可します。

記

利用目的					
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで				
利用資料	番 号	品 名	数量	備	考
注意事項					

※ この許可書は、利用する際係員に必ず提示してください。

様式第4号(第7条関係)

資料特別利用許可書

第 年 月 日 号

様

久喜市立郷土資料館長 

下記のとおり資料の特別利用を許可します。

記

利用目的					
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで				
利用資料	番 号	品 名	数量	備	考
注意事項					

※ この許可書は、利用する際係員に必ず提示してください。

様式第6号(第8条関係)

資料館外貸出許可書

第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

下記のとおり資料の館外貸出を許可します。

記

利用目的				
貸出期間	年 月 日()から 年 月 日()まで			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	番 号	品 名	数量	備 考
輸送方法				
注意事項				

※ この許可書は、貸出を受ける関係員に必ず提示してください。

様式第6号(第8条関係)

資料館外貸出許可書

第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長 

下記のとおり資料の館外貸出を許可します。

記

利用目的				
貸出期間	年 月 日()から 年 月 日()まで			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	番 号	品 名	数量	備 考
輸送方法				
注意事項				

※ この許可書は、貸出を受ける関係員に必ず提示してください。

様式第7号（第11条関係）

資料寄贈申込書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄贈したいので申し込みます。

記

品名	数量	備考

様式第7号（第11条関係）

資料寄贈申込書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 あて

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄贈したいので申し込みます。

記

品名	数量	備考

様式第8号（第11条関係）

資料寄託申込書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄託したいので申し込みます。

記

受託期間	年 月 日 () から		年 月 日 () まで	
	品 名	数 量	備 考	
受託資料				

様式第8号（第11条関係）

資料寄託申込書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 あて

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄託したいので申し込みます。

記

受託期間	年 月 日 () から		年 月 日 () まで	
	品 名	数 量	備 考	
受託資料				

様式第9号(第11条関係)

資 料 受 領 証

第 年 月 日 号

様

久喜市長 

下記のとおり資料を受領しました。

記


品 名	数 量	備 考

様式第9号(第11条関係)

資 料 受 領 証

第 年 月 日 号

様

久喜市立郷土資料館長 

下記のとおり資料を受領しました。

記

品 名	数 量	備 考

様式第10号(第11条関係)

資料受託証

第 年 月 日 号

様

久喜市長 印

下記のとおり資料を受託しました。

記

受託期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
受託資料	品 名	数 量	備 考

様式第10号(第11条関係)

資料受託証

第 年 月 日 号

様

久喜市立郷土資料館長 印

下記のとおり資料を受託しました。

記

受託期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
受託資料	品 名	数 量	備 考

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
<p>様式第2号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">後援等に係る承認通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長</p> <p>年 月 日付で申請のあった下記の行事に係る後援(共催)について承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行事の名称</p> <p>2 開催期日</p> <p>3 開催場所</p> <p>4 承認の条件</p> <p>※ 注意事項</p> <p>(1) 申請事項に変更があった場合は、直ちに教育委員会に報告してください。</p> <p>(2) 承認後、教育委員会が後援(共催)をすることが不適当であると認めるに至ったときは、この承認を取り消すことがあります。</p> <p>(3) この事業が終了したときは、1月以内に後援等事業実績報告書を提出してください。</p>	<p>様式第2号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">後援等に係る承認通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">久喜市教育委員会教育長 印</p> <p>年 月 日付で申請のあった下記の行事に係る後援(共催)について承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行事の名称</p> <p>2 開催期日</p> <p>3 開催場所</p> <p>4 承認の条件</p> <p>※ 注意事項</p> <p>(1) 申請事項に変更があった場合は、直ちに教育委員会に報告してください。</p> <p>(2) 承認後、教育委員会が後援(共催)をすることが不適当であると認めるに至ったときは、この承認を取り消すことがあります。</p> <p>(3) この事業が終了したときは、1月以内に後援等事業実績報告書を提出してください。</p>

様式第3号(第4条関係)

後援等に係る不承認通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

年 月 日付で申請のあった下記の事業に係る後援(共催)については承認し
ません。

記

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 不承認の理由

様式第3号(第4条関係)

後援等に係る不承認通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

印

年 月 日付で申請のあった下記の事業に係る後援(共催)については承認し
ません。

記

- 1 行事の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 不承認の理由

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）

現行告示（旧）

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

所属長

様

年 月 日 (申請時)
職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します(変更を届け出ます)。

1 自動車検査証

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

① 申請時	② 変更時		
所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間	
()		年 月 日 まで	
有効期間更新	その他の変更	届出日	
年 月 日 まで		年 月 日	
年 月 日 まで		年 月 日	
年 月 日 まで		年 月 日	

2 自賠責保険（強制保険）

① 申請時	② 変更時		
保険会社名	保険期間		
		年 月 日まで	
有効期間更新	その他の変更	届出日	
年 月 日 まで		年 月 日	
年 月 日 まで		年 月 日	
年 月 日 まで		年 月 日	

別記様式(第5条関係)

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

所属長

様

年 月 日 (申請時)
職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します(変更を届け出ます)。

1 自動車検査証 *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間
②変更時	()		年 月 日 まで
有効期間更新	その他の変更		届出日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

①申請時	保険会社名	保険期間	
②変更時		年 月 日まで	
有効期間更新	その他の変更		届出日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

3 自動車保険（任意保険）

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

① 申請時	② 変更時	
保険会社名	保険金額（万円）	
	対人	万円・無制限
	対物	万円
有効期間更新	その他の変更	
年 月 日 まで	届出日	
年 月 日 まで	年 月 日	
年 月 日 まで	年 月 日	
年 月 日 まで	年 月 日	
年 月 日 まで	年 月 日	
年 月 日 まで	年 月 日	

上記自家用自動車を公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
 (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 (2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

3 自動車保険(任意保険) *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保険会社名		保険金額(万円)	保険期間
	対人	万円・無制限		年 月 日まで
②変更時			万円	
	対物			
有効期間更新	その他の変更		届出日	
年 月 日 まで			年 月 日	
年 月 日 まで			年 月 日	
年 月 日 まで			年 月 日	
年 月 日 まで			年 月 日	
年 月 日 まで			年 月 日	

所属長印		

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
 (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 (2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）																																																												
<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>障がい児通学費補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>下記のとおり通学費補助金の交付を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="300 767 1046 1264"> <tr> <td>学 校 名</td> <td colspan="5">久喜市立 学校</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>続 柄</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒氏名</td> <td>年 齢</td> <td>歳 学 年</td> <td colspan="3">年</td> </tr> <tr> <td>通 学 距 離</td> <td colspan="5">自宅から学校まで(片道) km</td> </tr> <tr> <td colspan="6">申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 年齢は、4月1日現在の満年齢によること。 2 距離は、km単位とし、小数第1位まで記入のこと。</p>	学 校 名	久喜市立 学校					(ふりがな)	生年月日	年 月 日	続 柄			児童・生徒氏名	年 齢	歳 学 年	年			通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km					申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)						<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>障がい児通学費補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>下記のとおり通学費補助金の交付を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1193 767 1939 1264"> <tr> <td>学 校 名</td> <td colspan="5">久喜市立 小学校 中学校 義務教育学校</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>続 柄</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>児童・生徒氏名</td> <td>年 齢</td> <td>歳 学 年</td> <td colspan="3">年</td> </tr> <tr> <td>通 学 距 離</td> <td colspan="5">自宅から学校まで(片道) km</td> </tr> <tr> <td colspan="6">申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 年齢は、4月1日現在の満年齢によること。 2 距離は、km単位とし、小数第1位まで記入のこと。</p>	学 校 名	久喜市立 小学校 中学校 義務教育学校					(ふりがな)	生年月日	年 月 日	続 柄			児童・生徒氏名	年 齢	歳 学 年	年			通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km					申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)					
学 校 名	久喜市立 学校																																																												
(ふりがな)	生年月日	年 月 日	続 柄																																																										
児童・生徒氏名	年 齢	歳 学 年	年																																																										
通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km																																																												
申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)																																																													
学 校 名	久喜市立 小学校 中学校 義務教育学校																																																												
(ふりがな)	生年月日	年 月 日	続 柄																																																										
児童・生徒氏名	年 齢	歳 学 年	年																																																										
通 学 距 離	自宅から学校まで(片道) km																																																												
申請理由(保護者等の介助の状況についても御記入ください。)																																																													

様式第2号(第5条関係)

障がい児通学費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった通学費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定額
内 訳
ガソリン代相当額(自宅から学校までの距離 km)
円
雑費(一律) 円
- 2 備考
年間を通じて20日以上欠席した場合は、20日を超えた欠席日数に応じ減額します。
- 3 却下理由

様式第2号(第5条関係)

障がい児通学費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった通学費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定額
内 訳
ガソリン代相当額(自宅から学校までの距離 km)
円
雑費(一律) 円
- 2 備考
年間を通じて20日以上欠席した場合は、20日を超えた欠席日数に応じ減額します。
- 3 却下理由

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）																				
<p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久喜市長 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市立 学校 校長</p> <p>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請額 金 円</p> <p>2 事業目的</p> <p>3 添付書類 (1) 事業計画書(大会要項等参加する大会の概要がわかる書類) 別紙写しのとおり (2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日) 別紙行程表のとおり (3) 参加者 総人数 人 【日ごとの内訳： 月 日 人】 別紙補助金交付申請書のとおり (4) 収支予算書 別紙のとおり</p> <p>4 金融機関(振込先)</p> <table border="1" data-bbox="333 1190 1008 1302"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">銀行・信用金庫</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">支店</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通・当座</td> <td rowspan="2">口座番号</td> <td>(フリガナ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名 義</td> <td></td> </tr> </table>	銀行・信用金庫		支店		普通・当座	口座番号	(フリガナ)		名 義		<p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久喜市長 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市立 学校 校長 <input type="checkbox"/></p> <p>久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請額 金 円</p> <p>2 事業目的</p> <p>3 添付書類 (1) 事業計画書(大会要項等参加する大会の概要がわかる書類) 別紙写しのとおり (2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日) 別紙行程表のとおり (3) 参加者 総人数 人 【日ごとの内訳： 月 日 人】 別紙補助金交付申請書のとおり (4) 収支予算書 別紙のとおり</p> <p>4 金融機関(振込先)</p> <table border="1" data-bbox="1229 1190 1904 1302"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">銀行・信用金庫</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">支店</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通・当座</td> <td rowspan="2">口座番号</td> <td>(フリガナ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名 義</td> <td></td> </tr> </table>	銀行・信用金庫		支店		普通・当座	口座番号	(フリガナ)		名 義	
銀行・信用金庫		支店																			
普通・当座	口座番号	(フリガナ)																			
		名 義																			
銀行・信用金庫		支店																			
普通・当座	口座番号	(フリガナ)																			
		名 義																			

様式第2号(第6条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

様式第2号(第6条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長

印

年 月 日付けで申請のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

様式第3号(第7条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の実績について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業の成果 別紙のとおり
 - (2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日)
別紙行程表のとおり
 - (3) 参加者 総人数 人
【日ごとの内訳： 月 日 人 】
別紙参加者名簿のとおり
 - (4) 収支決算書 別紙のとおり

様式第3号(第7条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長 

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金の実績について、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業の成果 別紙のとおり
 - (2) 参加期間 (年 月 日～ 年 月 日)
別紙行程表のとおり
 - (3) 参加者 総人数 人
【日ごとの内訳： 月 日 人 】
別紙参加者名簿のとおり
 - (4) 収支決算書 別紙のとおり

様式第4号(第8条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書

久第 号
年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第4号(第8条関係)

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付確定通知書

久第 号
年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>私立幼稚園児健康診断補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>久喜市長</p> <p>年 月 日付で申請のありました久喜市私立幼稚園児健康診断補助金 については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱第 6条の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>私立幼稚園児健康診断補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>久喜市長 <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日付で申請のありました久喜市私立幼稚園児健康診断補助金 については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱第 6条の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>	<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>

久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係) ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者)</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあったボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係) ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者)</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあったボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあったボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金

円

様式第4号(第9条関係)

ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者)

様

久喜市長

印

年 月 日付けで実績報告のあったボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金

円

久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係) 子ども会育成連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様 久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった子ども会育成連合会育成事業補助金 について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定し たので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽 微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難と なった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係) 子ども会育成連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様 久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった子ども会育成連合会育成事業補助金 について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定し たので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽 微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難と なった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

子ども会育成連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった子ども会育成連合会育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

子ども会育成連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった子ども会育成連合会育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>家庭教育学級事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者)</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった家庭教育学級事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>家庭教育学級事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者)</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった家庭教育学級事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

家庭教育学級事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった家庭教育学級事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

家庭教育学級事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった家庭教育学級事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>PTA連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあったPTA連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>PTA連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあったPTA連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

PTA連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあったPTA連合会育成事業補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規
定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

PTA連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者) 様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあったPTA連合会育成事業補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規
定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった婦人会連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>婦人会連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった婦人会連合会育成事業補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

婦人会連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった婦人会連合会育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

婦人会連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった婦人会連合会育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>文化団体連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けで申請のあった文化団体連合会育成事業補助金については、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により下記のとおり交付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定金額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>文化団体連合会育成事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった文化団体連合会育成事業補助金については、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により下記のとおり交付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定金額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第9条関係)

文化団体連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者 様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった文化団体連合会育成事業について、
下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規
定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

文化団体連合会育成事業補助金確定通知書

久 第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者 様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった文化団体連合会育成事業について、
下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第13条の規
定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）																																																																																				
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>「生涯学習出前講座」受講(承認・不承認)決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>団体名 代表者 様</p> <p>久喜市長</p> <p>年 月 日付で申込のあった、生涯学習出前講座の受講については、下 承認 記のとおり 不承認 の決定をいたしましたので通知いたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>時</td> <td>年 月 日</td> <td>午前・後</td> <td>時 分</td> <td>～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="7">開催場所</td> </tr> <tr> <td>講座番号 講座名</td> <td>番号</td> <td>番</td> <td colspan="4">講座名</td> </tr> <tr> <td>派遣職員</td> <td colspan="6">課 職・氏 名</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>派遣できない (不承認) 理由</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>	日	時	年 月 日	午前・後	時 分	～	時 分	開催場所							講座番号 講座名	番号	番	講座名				派遣職員	課 職・氏 名						条件							派遣できない (不承認) 理由							<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>「生涯学習出前講座」受講(承認・不承認)決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>団体名 代表者 様</p> <p>久喜市長 <input type="checkbox"/></p> <p>年 月 日付で申込のあった、生涯学習出前講座の受講については、下 承認 記のとおり 不承認 の決定をいたしましたので通知いたします。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>日</td> <td>時</td> <td>年 月 日</td> <td>午前・後</td> <td>時 分</td> <td>～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="7">開催場所</td> </tr> <tr> <td>講座番号 講座名</td> <td>番号</td> <td>番</td> <td colspan="4">講座名</td> </tr> <tr> <td>派遣職員</td> <td colspan="6">課 職・氏 名</td> </tr> <tr> <td>条件</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>派遣できない (不承認) 理由</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>	日	時	年 月 日	午前・後	時 分	～	時 分	開催場所							講座番号 講座名	番号	番	講座名				派遣職員	課 職・氏 名						条件							派遣できない (不承認) 理由						
日	時	年 月 日	午前・後	時 分	～	時 分																																																																															
開催場所																																																																																					
講座番号 講座名	番号	番	講座名																																																																																		
派遣職員	課 職・氏 名																																																																																				
条件																																																																																					
派遣できない (不承認) 理由																																																																																					
日	時	年 月 日	午前・後	時 分	～	時 分																																																																															
開催場所																																																																																					
講座番号 講座名	番号	番	講座名																																																																																		
派遣職員	課 職・氏 名																																																																																				
条件																																																																																					
派遣できない (不承認) 理由																																																																																					

様式第4号(第10条関係)

「生涯学習出前講座」受講(変更・取消)決定通知書

年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで受講承認が決定された、生涯学習出前講座の受講について、
変更
では、下記のとおり
取消し
の決定をしたので通知いたします。

記

日 時	年 月 日 午前・後 時 分～ 時 分	
開催場所		
講座番号 講座名	番号 番	講座名
派遣職員	課 職・氏 名	
変更又は取消 しの理由		

様式第4号(第10条関係)

「生涯学習出前講座」受講(変更・取消)決定通知書

年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで受講承認が決定された、生涯学習出前講座の受講について、
変更
では、下記のとおり
取消し
の決定をしたので通知いたします。

記

日 時	年 月 日 午前・後 時 分～ 時 分	
開催場所		
講座番号 講座名	番号 番	講座名
派遣職員	課 職・氏 名	
変更又は取消 しの理由		

久喜市指定文化財補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第7条関係) 久喜市指定文化財補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった指定文化財補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第7条関係) 久喜市指定文化財補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住 所(所在地) 申請者 氏 名(名 称) (代表者) 様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けをもって申請のあった指定文化財補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 支払方法</p> <p>3 条 件</p> <p>(1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第11条関係)

久喜市指定文化財補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった指定文化財補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第4号(第11条関係)

久喜市指定文化財補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)
(代表者)

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった指定文化財補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第7条関係) 地区体育祭実行委員会補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>様 久喜市長</p> <p>年 月 日付けで申請のあった久喜市地区体育祭実行委員会補助金については、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>	<p>様式第2号(第7条関係) 地区体育祭実行委員会補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>様 久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった久喜市地区体育祭実行委員会補助金については、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により交付することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額 金 円</p> <p>2 条 件</p> <p>(1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。</p>

様式第4号(第8条関係)

地区体育祭実行委員会補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで補助金変更(中止・廃止)承認申請のありました久喜市地区体育祭実行委員会補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 変更前 | 金 | 円 |
| | | 変更後 | 金 | 円 |
| 2 | 変更の内容 | | | |
| | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |

様式第4号(第8条関係)

地区体育祭実行委員会補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付けで補助金変更(中止・廃止)承認申請のありました久喜市地区体育祭実行委員会補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 変更前 | 金 | 円 |
| | | 変更後 | 金 | 円 |
| 2 | 変更の内容 | | | |
| | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |

様式第6号(第10条関係)

地区体育祭実行委員会補助金交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けをもって実績報告のあった久喜市地区体育祭実行委員会補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第6号(第10条関係)

地区体育祭実行委員会補助金交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けをもって実績報告のあった久喜市地区体育祭実行委員会補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">教育研究会助成金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付で申請のあった久喜市教育研究会助成金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 助成金交付決定額 金 円</p> <p>2 条件</p> <p>(1) 助成対象事業に要する予算を変更し、又は助成対象事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をして、その指示を受けること。</p> </div>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">教育研究会助成金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付で申請のあった久喜市教育研究会助成金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 助成金交付決定額 金 円</p> <p>2 条件</p> <p>(1) 助成対象事業に要する予算を変更し、又は助成対象事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をして、その指示を受けること。</p> </div>

様式第4号(第8条関係)

教育研究会助成金交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった久喜市教育研究会助成金について下記のとおり助成金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額 金 円

様式第4号(第8条関係)

教育研究会助成金交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで実績報告のあった久喜市教育研究会助成金について下記のとおり助成金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額 金 円

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）																												
<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>指定文化財維持等交付金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>年 月 日付で申請のありました久喜市指定文化財維持等交付金の交付については、次のとおり決定しましたので、久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱第6条の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="306 1008 1046 1318"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金の交付を受ける指定文化財</td> <td>交付申請額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	交付年度	年 度	交付金の交付を受ける指定文化財	交付申請額		円		円		円		円	合 計	円	<p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>指定文化財維持等交付金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>年 月 日付で申請のありました久喜市指定文化財維持等交付金の交付については、次のとおり決定しましたので、久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱第6条の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1008 1935 1318"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金の交付を受ける指定文化財</td> <td>交付申請額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	交付年度	年 度	交付金の交付を受ける指定文化財	交付申請額		円		円		円		円	合 計	円
交付年度	年 度																												
交付金の交付を受ける指定文化財	交付申請額																												
	円																												
	円																												
	円																												
	円																												
合 計	円																												
交付年度	年 度																												
交付金の交付を受ける指定文化財	交付申請額																												
	円																												
	円																												
	円																												
	円																												
合 計	円																												

3 略

(報告及び対応の決定)

第8条 審査会は、第2条第1号ア又はウの苦情申出について、対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

(結果への対応)

第12条 教育長から第2条第1号ア又はウについて再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に提出し、その写しをもって、速やかに申出者に開示するものとする。

2 略

(苦情対応に係る文書等の保存)

第13条 略

(1)・(2) 略

(3) 前条に規定する再評価結果

(相談員)

第14条 第2条第2号の苦情相談に対応するため、相談員を置く。

2 略

3 相談員は、_____苦情の相談をする職員(以下「相談者」という。)からの苦情に対し直接相談に応じ、必要に応じて事実関係の聴取、人事

3 略

(報告及び対応の決定)

第8条 審査会は、第2条第1号ア_____の苦情申出について、対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

(結果への対応)

第12条 教育長から第2条第1号ア_____について再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に提出し、その写しをもって、速やかに申出者に開示するものとする。

2 略

(苦情対応に係る文書等の保存)

第13条 略

(1)・(2) 略

(3) 前12条に規定する再評価結果

(相談員)

第14条 第2条第2号の苦情相談に対応するために、相談員を置く。

2 略

3 相談員は、第2条第2号の苦情の相談をする職員(以下「相談者」という。)からの苦情に対し直接相談に応じ、必要に応じて事実関係の聴取、人事

評価制度についての説明等を行う。

- 4 相談員は、相談者_____の意向を確認した上で、必要に応じて当該相談者の評価者にその内容を伝え、適切な解決策の提案を行う。

(苦情の相談)

第15条 相談者は、実施要領10第2号及び会計年度要領12第2号の規定に基づいて、別に定める苦情の相談の期間に学校名、職名、氏名を明らかにした上で、電話により相談を行うものとする。

評価制度についての説明等を行う。

- 4 相談員は、苦情を相談した職員の意向を確認した上で、必要に応じて当該相談者の評価者にその内容を伝え、適切な解決策の提案を行う。

(苦情の相談)

第15条 相談者は、実施要領10第2号_____の規定に基づいて、別に定める苦情の相談の期間に学校名、職名、氏名を明らかにした上で、電話により相談を行うものとする。

様式第1号（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

年 月 日付で申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 校長の行った評価を妥当とする。
- (2) 校長に対して再評価の指導を要する。

2 理由

様式第1号（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長 印

年 月 日付で申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 校長の行った評価を妥当とする。
- (2) 校長に対して再評価の指導を要する。

2 理由

様式第2号（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

久喜市立 学校長 様

久喜市教育委員会教育長

年 月 日付けで から申出のありました苦情については、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

また、再評価を要する決定を受けた場合は、年 月 日までに再評価の結果
を提出したのち、写しをもって申出者に開示するよう、併せて通知します。

記

1 審査結果

- (1) 校長の行った評価を妥当とする。
- (2) 校長に対して再評価の指導を要する。

2 理由

様式第2号（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

久喜市立 学校長 様

久喜市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで から申出のありました苦情については、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

また、再評価を要する決定を受けた場合は、年 月 日までに再評価の結果
を提出したのち、写しをもって申出者に開示するよう、併せて通知します。

記

1 審査結果

- (1) 校長の行った評価を妥当とする。
- (2) 校長に対して再評価の指導を要する。

2 理由

様式第3号（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

年 月 日付で申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 評価区分の決定を妥当とする。
- (2) 評価区分について修正を要する。

2 理由

様式第3号（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長 

年 月 日付で申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 評価区分の決定を妥当とする。
- (2) 評価区分について修正を要する。

2 理由

様式第4号（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

久喜市立 学校長 様

久喜市教育委員会教育長

年 月 日付で から申出のありました苦情については、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 評価区分の決定を妥当とする。
- (2) 評価区分について修正を要する。

2 理由

様式第4号（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

久喜市立 学校長 様

久喜市教育委員会教育長 

年 月 日付で から申出のありました苦情については、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審査結果

- (1) 評価区分の決定を妥当とする。
- (2) 評価区分について修正を要する。

2 理由

は、1名に限り同席を認める。ただし、同席する職員の服務については職務に専念する義務を免除することはできない。

(4) 最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出についての対応業務____は、実施要綱第11条に定める通知____をもって終了とする。

2 略

(1)・(2) 略

(3) 最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出の調査員への連絡の際、申出者から学校職員を同席させたいとの申出があった場合には、1名に限り同席を認める。ただし、同席する職員の服務については、職務に専念する義務を免除することはできない。

(4) 評価区分の結果に対する苦情の申出についての対応業務____は、実施要綱第11条に定める通知____をもって終了とする。

3 埼玉県市町村立学校職員の人事評価実施要領10及び会計年度要領第12第2号に規定する人事評価制度の運用に対する苦情の相談(以下「人事評価制度の運用に対する苦情の相談」という。)については、次の各号に掲げる手続により処理するものとする。

(1)～(3) 略

(調査員による調査等)

第4条 略

2 調査員は、規則第13条に規定する苦情については、苦情の対象となった校長その他の関係者から事情を聴取するものとする。

は、1名に限り同席を認める。ただし、同席する職員の服務については職務に専念する義務を免除することはできない。

(4) 最終評価結果_____に対する苦情の申出についての苦情対応業務は、実施要綱第11条に定める苦情の対応決定通知書をもって終了とする。

2 略

(1)・(2) 略

(3) 苦情の申出_____の調査員への連絡の際、申出者から学校職員を同席させたいとの申出があった場合には、1名に限り同席を認める。ただし、同席する職員の服務については、職務に専念する義務を免除することはできない。

(4) 評価区分の結果に対する苦情の申出についての苦情対応業務は、実施要綱第11条に定める苦情の対応決定通知書をもって終了とする。

3 埼玉県市町村立学校職員の人事評価実施要領10_____に規定する人事評価制度の運用に対する苦情の相談(以下「人事評価制度の運用に対する苦情の相談」という。)については、次の各号に掲げる手続により処理するものとする。

(1)～(3) 略

(調査員による調査等)

第4条 略

2 調査員は、規則第12条に規定する苦情については、苦情の対象となった校長その他の関係者から事情を聴取するものとする。

3 調査員は、事情聴取した内容について報告書(最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出については評価結果に対する苦情申出調査報告書(様式第4号)、評価区分の結果に対する苦情の申出については評価区分に対する苦情申出調査報告書(様式第5号))を作成し、これに苦情申出書その他の資料を添付して教職員評価苦情審査会委員長に提出するものとする。

4 調査員は、実施要綱第8条の手続を行った後、実施要綱第11条に規定する通知書により _____ 申出者及び校長に通知するものとする。
(留意事項等)

第5条 最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出の内容は、職員との面接により聴取し、電話等では行わないものとする。

2 規則第7条第4項に規定する評価書に記載された最終評価結果に係る所見・特記事項のみの苦情は、対象としない。

3 会計年度要領7第1号に規定する評価書に記載された評価結果に係る特記事項のみの苦情は、対象としない。

4 略

5 略

3 調査員は、事情聴取した内容について報告書(最終評価結果 _____ に対する苦情の申出については評価結果に対する苦情申出調査報告書(様式第4号)、評価区分の結果に対する苦情の申出については評価区分に対する苦情申出調査報告書(様式第5号))を作成し、これに苦情申出書その他の資料を添付して教職員評価苦情審査会委員長に提出するものとする。

4 調査員は、実施要綱第8条の手続を行った後、実施要綱第11条に定める苦情の対応決定通知書をもって申出者及び校長に連絡するものとする。
(留意事項等)

第5条 最終評価結果 _____ に対する苦情の申出の内容は、職員との面接により聴取し、電話等では行わないものとする。

2 最終評価結果 _____ に係る所見・特記事項のみの苦情は、対象としない。

3 略

4 略

久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">久教 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p style="text-align: center;">スポンサー決定・却下通知書</p> <p>年 月 日付で申し込みのあった雑誌スポンサー事業について、 次のとおり（ 決定 ・ 却下 ）しましたので通知します。</p> <p>1 提供雑誌及び納入図書館</p> <p>2 広告掲載期間 年 月から 年 月まで</p> <p>3 雑誌納入業者</p> <p>4 却下の理由</p>	<p>様式第2号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">久教 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p style="text-align: center;">スポンサー決定・却下通知書</p> <p>年 月 日付で申し込みのあった雑誌スポンサー事業について、 次のとおり（ 決定 ・ 却下 ）しましたので通知します。</p> <p>1 提供雑誌及び納入図書館</p> <p>2 広告掲載期間 年 月から 年 月まで</p> <p>3 雑誌納入業者</p> <p>4 却下の理由</p>

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）																								
<p>様式第2号（第7条関係） 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長</p> <p>副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="300 874 1039 1343"> <tr><td>認定対象者</td><td></td></tr> <tr><td>認定子ども</td><td></td></tr> <tr><td>幼稚園名</td><td></td></tr> <tr><td>認定開始月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>交付上限額</td><td>1月あたり 円</td></tr> <tr><td>備 考</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。 </td></tr> </table>	認定対象者		認定子ども		幼稚園名		認定開始月	年 月	交付上限額	1月あたり 円	備 考	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。 	<p>様式第2号（第7条関係） 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定通知書</p> <p style="text-align: right;">久 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p> <p>副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1189 874 1928 1343"> <tr><td>認定対象者</td><td></td></tr> <tr><td>認定子ども</td><td></td></tr> <tr><td>幼稚園名</td><td></td></tr> <tr><td>認定開始月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>交付上限額</td><td>1月あたり 円</td></tr> <tr><td>備 考</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。 </td></tr> </table>	認定対象者		認定子ども		幼稚園名		認定開始月	年 月	交付上限額	1月あたり 円	備 考	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。
認定対象者																									
認定子ども																									
幼稚園名																									
認定開始月	年 月																								
交付上限額	1月あたり 円																								
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。 																								
認定対象者																									
認定子ども																									
幼稚園名																									
認定開始月	年 月																								
交付上限額	1月あたり 円																								
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。 																								

様式第3号（第7条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費不交付対象認定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しないこととしたので、通知します。

記

申請者	
申請子ども	
交付対象として認定しない理由	

様式第3号（第7条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費不交付対象認定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しないこととしたので、通知します。

記

申請者	
申請子ども	
交付対象として認定しない理由	

様式第5号（第10条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費
交付対象認定取消・変更通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付け久 第 号にて通知した副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定について、久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取消し・変更したので通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

様式第5号（第10条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費
交付対象認定取消・変更通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付け久 第 号にて通知した副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定について、久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取消し・変更したので通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

様式第7号（第12条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のありました副食費の施設による徴収に係る補足給付費について、下記のとおり決定しましたので、久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付の決定

交付金額 金 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました副食費の施設による徴収に係る補足給付費について、下記のとおり決定しましたので、久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付の決定

交付金額 金 _____ 円

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし英語検定を受験した生徒1人当たり、<u>4,900円</u>を上限とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし英語検定を受験した生徒1人当たり、<u>5,000円</u>を上限とする。</p> <p>2 略</p>

様式第2号（第6条関係）

英語検定受験料補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

さきに申請のあった久喜市英語検定受験料補助金については、下記のとおり交付することに決定したので久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 受験生徒氏名
- 2 交付決定額 金 円

様式第2号（第6条関係）

英語検定受験料補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



さきに申請のあった久喜市英語検定受験料補助金については、下記のとおり交付することに決定したので久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 受験生徒氏名
- 2 交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

英語検定受験料補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

さきに申請のあった久喜市英語検定受験料補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第3号（第6条関係）

英語検定受験料補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



さきに申請のあった久喜市英語検定受験料補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由